

高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領に係る運用基準

第1 趣旨

この基準は、高知県警察ホームページ広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第2 業種又は事業者の基準

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。広告を提出又は掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員と緊密な関係があると認めるに足りる相当な理由があるもの
- 3 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
- 4 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する法律に該当するもの
- 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 7 高知県（以下「県」という。）からの指名停止措置を受けているもの
- 8 消費税及び地方消費税並びに県税を滞納しているもの
- 9 裁判に関連する業務を営むもの
- 10 興信所、探偵事務所等に関するもの
- 11 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引及び業務提供誘引並びにこれらに類する取引に関するもの
- 12 医療行為に類似したサービス又は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に類似した商品に関するもの
- 13 占い、運勢判断及びこれに類するもの
- 14 銃砲刀剣類を取り扱う事業を営むもの
- 15 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手中のもの
- 16 その他広告を提出し、又は掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

第3 掲載しない広告

要領第2条第1号から第10号までに掲げるもののほか、次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- 1 広告であること又は広告等の内容が不明確なもの
- 2 広告の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確なもの
- 3 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 4 意見広告などの特定の主義主張を目的とするもの
- 5 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- 6 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
- 7 たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- 8 県が推進している施策に反するもの